

# 道路占用許可回答書

第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日付けで申請のあった道路占用については、  
下記のとおり許可・回答する。

朝霞市長 松下 昌代

## 記

占用の目的			
占用場所	路線名	朝霞市道 _____ 号線	車道・歩道・その他
	場 所	_____ 地先から _____ 地先まで	
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで	間	占用物件の 構 造
工事の時期	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで	間	工実施の 方 法
道路の 復旧方法		納入金額	○初年度 円 ○減額 ○無料 年 額 円 ○免除 ※(納入期限)別途発行する納入通知書に指定する期限

### 許可・回答条件

- 道路の掘削を伴う道路占用にあつては、別に定める「道路占用工事標準条件書」を遵守すること。
- 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別添の届出書を朝霞市長へ提出すること。  
なお、完了届にあつては、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- 工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色橙又は黄色橙を設置すること。また交通の危険防止のため道路標識その他工事標準施設を完備すること。
- 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。
- 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。
- 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。
- 道路に関する工事及び道路管理上の必要があり占用物件の除去・移転又は、改築の命令を受けたときは、  
占用者負担で義務を履行すること。
- 道路占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了日の1か月前までに、道路占用許可  
申請（協議）書を提出すること。
- 道路占用を廃止しようとするときは市長へ届け出て、現状復旧の方法及び時期について指示を受けること。
- 工事時間は、午前 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分から 午前 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分までとする。  
午後 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分

### 教 示

この道路占用許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に朝霞市長に  
対して審査請求することができる（なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、  
処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場  
合においては、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟に  
おいて市を代表する者は、朝霞市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（処分があったことを  
知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消し  
訴えを提起することができなくなる。）。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした  
場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をする  
ことや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。